

れた。

■総会報告

日本視覚学会総会が1998年7月29日に夏季大会会場において開催され、世話人会で討議された事項の報告がなされ、承認された。

□NoticeBoard, Newsに掲載する案内等がございましたらお知らせ願います。

日本視覚学会事務局：

〒263-0022 千葉市稻毛区弥生町1-33
千葉大学工学部画像工学科第8分野気付
電話 043-290-3473 FAX 043-290-3490

日本視覚学会会則（1998年8月）

第1章 総則

1. 本会は日本視覚学会、Vision Society of Japanと称する。
2. 本会に事務局を置く。詳細は附則に定める。

第2章 目的

1. 本会は視覚に関する総合的研究の発展を促進し、会員相互の協力を推進する。

第3章 事業

1. 本会は第2章の目的を達成するため、次の事業を行なう。
 - (1) 学術集会
 - (2) 機関誌の発行
 - (3) 講演会、講習会の開催
 - (4) 視覚研究に関する学際的協力および国際的交流
 - (5) その他本会の目的に沿った事業

2. 冬季大会および夏季大会を開催する場合には実行委員長を決め、実行委員長が実行委員会を組織して、冬季大会および夏季大会の準備、開催をする。

第4章 会員

1. 本会は第2章の目的達成に深い関心を持つ有志をもって組織する。会員は本会の催す事業に参加できる。会員は附則に定める会費を納入しなければならない。会費を滞納してい

るものは会員の資格を停止する。

2. 会員には一般会員のほか学生会員、名誉会員、賛助会員の種別を設ける。
3. 学生会員は経済的配慮を受ける。
4. 名誉会員は長年にわたり本会および分野の発展に寄与した者であり、幹事会から推薦され世話人会および総会の賛同によって定められる。

第5章 役員

1. 本会に次の役員をおく。会長1名、幹事10名程度、世話人20名以上、監査2名。
2. 会長は会務を総括し、本会を代表する。
3. 会長、幹事は幹事会を構成し、本会の運営に関わるすべての事項を審議決定し、通常の事務を処理する。幹事会は必要に応じて、庶務、会計、編集、事業、事務局、広報担当幹事等をおく。冬季大会実行委員長および夏季大会実行委員長は幹事会に出席して審議に加わることができる。
4. 会長、幹事、世話人、監査、冬季大会実行委員長、夏季大会実行委員長は世話人会を構成し、世話人の選出、監査の選出、次期の冬季大会実行委員長および夏季大会実行委員長の選出その他本会の運営に関する事項について審議提案することを行う。

5. 監査は本会の運営を監査する。
6. 役員の選任は次によるものとし、選任方法の詳細は「日本視覚学会役員選挙その他に関する内規」に定める。
 - (a) 会長、幹事は会員の互選により決定される。
 - (b) 庶務、会計、編集、事業、事務局、広報担当幹事等は幹事会の議を経て、会長が委嘱する。
 - (c) 世話人は会員の推薦を基に、世話人会により選出され、総会で承認する。
 - (d) 監査は世話人会で選出決定される。
7. 冬季大会実行委員長および夏季大会実行委員長は世話人会で選出決定される。
8. 会長、幹事および世話人は学会会員でなければならない。
9. 役員の任期は次の通りとする。

会長	2年（再任は可とする）
幹事	2年（再任は可とする）
世話人	4年（再任は可とする）
監査	2年（連続して再任はできない）
10. 冬季および夏季実行委員長の任期は選出からそれぞれ冬季および夏季大会終了までとする（連続して再任はできない）。

第6章 運営

1. 会長は少なくとも年一回の幹事会を開く。
2. 会長は少なくとも年一回の世話人会を開く。
3. 本会は少なくとも年一回の総会を開催する。本会の運営に関わる庶務、会計、編集、事業等の事務は総会において報告さ

れ、下記の事項は出席者の過半数をもって承認される。

- (1) 会則の改正
- (2) 決算報告、予算案
- (3) 世話人の選出

第7章 会計

1. 本会の会計年度は歴年を適用する。

第8章 改訂

幹事会は必要と認めたときは世話人会の議を経て本規則を改訂することができる。

附則

1. 年会費は次のとおりとする。

一般会員	5,000円
学生会員	2,000円
賛助会員	30,000円／一口

名譽会員の会費は免除する。
2. 事務局住所
〒263-0022 千葉市稲毛区弥生町 1-33
千葉大学 工学部 画像工学科気付
電話 043-290-3473
3. 本会則は 1991 年 1 月 1 日から実施する。
4. 付則 1 項 1991 年 7 月改定済み。
5. 会称（旧視覚研究会）、第 1 章 1 項 1992 年 2 月改定済み。
6. 付則 2 項 1995 年 10 月改定済み。
7. 第 5 章、第 6 章 1998 年 1 月改定、第 8 章 1998 年 1 月追加。
8. 付則 7 項は 1998 年 1 月 1 日から有効とする。
9. 第 4 章、付則 1 項 1998 年 7 月改定済み。